政　令

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十一月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百六十七号

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「、通知」の下に「、交付」を加え、同号ホ中「第二九号」の下に「、第二九号の三、第二九号の四、第三〇号」を「第四〇号まで」の下に「、第四二号の二」を加え、「第五八号から第六〇号まで」を「第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二から第五五号の二まで、第五七号から第六一号の二まで」に、「第六五号まで」を「第六三号の二まで、第六四号、第六五号」に、「から第七五号まで」を「、第七四号、第七五号」に改め、「第九〇号」の下に「、第九〇号の二、第九一号の二、第九一号の三」を加え、同号ホを同号トとし、同号ニを同号ホとし、その次に次のように加える。

ヘ　別表第一七号に規定する届出に基づいて行われる関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第二十三条第二項（船舶等の資格の変更の届出）の規定による資格の変更を証する書類の交付

第一条第一項第二号ハの次に次のように加える。

ニ　別表第二号の二に規定する請求に対する関税法第七条の十五第二項（更正の請求）の規定による更正をすべき理由がない旨の通知又は別表第八六号の二に規定する請求に対する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第四項（更正の請求）の規定による更正をすべき理由がない旨の通知

第一条第一項第五号中「許可を受けて保税地域外に置く外国貨物」を「外国貨物を置く場所の制限」に改め、同項第六号中「通関業務の料金、」を削り、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同条第二項中「であつて船舶に係るもの」を削り、同条第三項第三号及び第四号中「（船舶に係るものに限る。）」を削り、同項第五号及び第六号中「船舶の長に対する」を削る。

第三条第二項中「第二五号」の下に「（同法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請に係る部分に限る。）」を加え、「（外国貨物を置くことの承認）」を削り、「第四六号」の下に「（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する同法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号。以下「輸徴法施行令」という。）第十二条（積戻しの場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）に係る部分に限る。）」を加える。

別表第一号中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）」を「輸徴法施行令」に改める。

別表第二号の次に次の一号を加える。

二の二	関税法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による請求

別表第三号中「又は第三項」を「から第三項まで」に改める。

別表第七号中「提出」の下に「又は書面の提出（外国貿易機の旅客及び乗組員に関する事項に限る。）」を加える。

別表第一二号中「第二十条の二第三項」を「第二十条の二第一項」に改め、「規定による」の下に「報告、同条第二項の規定による書面の提出又は同条第三項の規定による」を加える。

別表第一五号中「同項後段の規定による一括した承認を受ける場合に限り、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令」を「輸徴法施行令」に改め、「含む。）」の下に「、同法第二十三条第二項の規定による申告（同令第四十五条の二第一項ただし書の規定による承認の申請をする旨及び同項第三号に掲げる事項の付記を含む。）又は同法第二十三条第六項ただし書の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」を加える。

別表第一六号中「又は第二項」を「、第二項又は第四項」に改め、「（同条第一項の規定による許可の申請については貨物の積卸しに係るものに限り、同条第二項の規定による許可の申請については関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第二十二条の二第二項（貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等）の規定に係るものに限る。）」を削る。

別表第一九号中「（海上運送貨物に係るものに限る。）」を削る。

別表第二一号中「（海上運送貨物に係るものに限る。）」を「、同項において準用する同法第三十四条の規定による届出」に改める。

別表第二二号中「（海上運送貨物に係るものに限る。）」を削る。

別表第二五号中「規定による」の下に「指定の申請又は」を加える。

別表第二九号中「（海上運送貨物に係るものに限る。）」を削り、同号の次に次の四号を加える。

二九の二	関税法第五十八条（保税作業の届出）の規定による届出
二九の三	関税法第五十八条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）の規定による許可の申請
二九の四	関税法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の規定による許可の申請（輸徴法施行令第八条第一項（保税工場外等における保税作業の場合の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
二九の五	関税法第六十一条の二第二項（指定保税工場の簡易手続）の規定による報告書の提出

別表第三四号中「又は同法」を「、同法」に改め、「第四十六条の規定による届出」の下に「、同法第六十二条の十五において準用する同法第五十八条の二の規定による許可の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条第一項の規定による許可の申請（輸徴法施行令第八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条の二第二項の規定による報告書の提出」を加える。

別表第三五号及び第三七号中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令」を「輸徴法施行令」に改める。

別表第三八号中「（海上運送貨物に係るものに限る。）」を削る。

別表第四二号の次に次の一号を加える。

四二の二	関税法第六十九条第二項（貨物の検査場所）の規定による許可の申請

別表第四五号中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令」を「輸徴法施行令」に改める。

別表第四六号中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令」を「輸徴法施行令」に改め、「含む。）」の下に「又は同法第七十五条において準用する同法第六十九条第二項の規定による許可の申請」を加える。

別表第四七号の次に次の一号を加える。

四七の二	関税法第百二条第一項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定による請求